

## 不足額給付 I (対象例になりうる例)

(例2)

令和5年中所得がなく、令和6年中所得が発生した場合(学生の就職等)

例) 単身世帯の場合

令和5年時点 学生

令和6年時点 社会人

令和6年分推計所得税	0
所得税定額減税可能額	0
減税しきれない額(①)	0
令和6年度分個人住民税所得割額	0
個人住民税定額減税可能額	0
減税しきれない額(②)	0
令和6年度調整給付額(①+②)	0
↓ 1万単位で切り上げ	
令和6年度調整給付額(③)	0

令和6年分所得税(実績)	25,000
所得税定額減税可能額	30,000
減税しきれない額(④)	5,000
令和6年度分個人住民税所得割額	0
個人住民税定額減税可能額	10,000
減税しきれない額(⑤)	10,000
本来給付すべき額(④+⑤)	15,000
↓ 1万単位で切り上げ	
本来給付すべき額(⑥)	20,000

所得税定額減税可能額 = (本人+扶養親族数) × 3万円  
 個人住民税定額減税可能額 = (本人+扶養親族数) × 1万円

差額⑥-③の20,000円を不足額として給付  
 ※端数は1万円単位で切り上げ

\* 令和6年度分個人住民税は、令和5年中の所得等を基に算定するため、変動しません。